

平成27年 地価公示の結果 について

3月18日、国土交通省から平成27年地価公示結果が公表されました。本町に関するものは、左のとおりです。

地価公示とは

地価公示法の規定に基づき実施するもので、県内の都市計画区域内で標準的な使用方をしている土地（以下「標準地」）を選び、その適正な土地価格を公表するものです。土地を売買する際の目安にしていたり、国や地方公共団体などが公共用地等を買取する場合の基準ともなるほか、適正な地価の形成に大きな役割を果たしています。

土地を売買するときは、 まず地価公示価格を調べましょう

売買の対象となる土地の条件（土地の形状、道路の条件、最寄駅からの距離、上下水道の整備状況など）を標準地と比較すれば、おおよその適正な価格がわかります。地価公示結果は役場で簡単に閲覧できますので、土地売買のときには、まず地価公示価格をお調べください。標準地は皆さんの身近なところにあります。なお、地価公示価格は1月

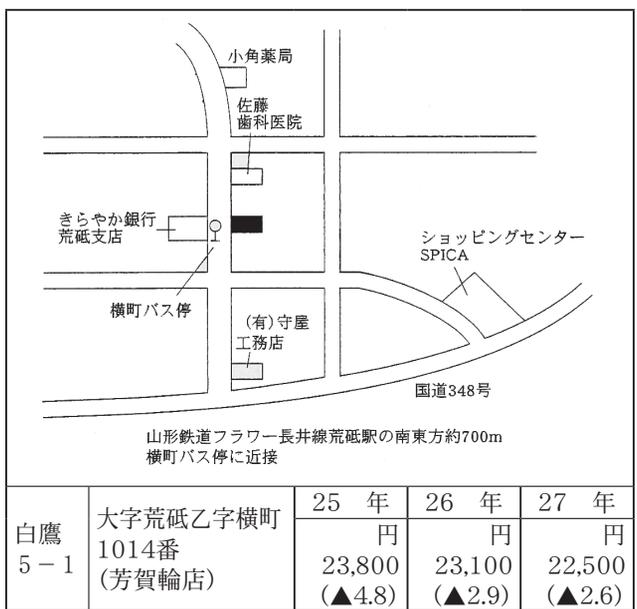
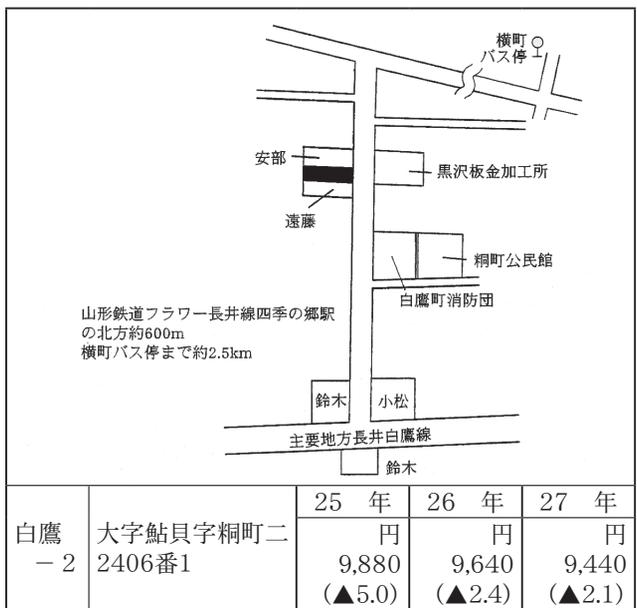
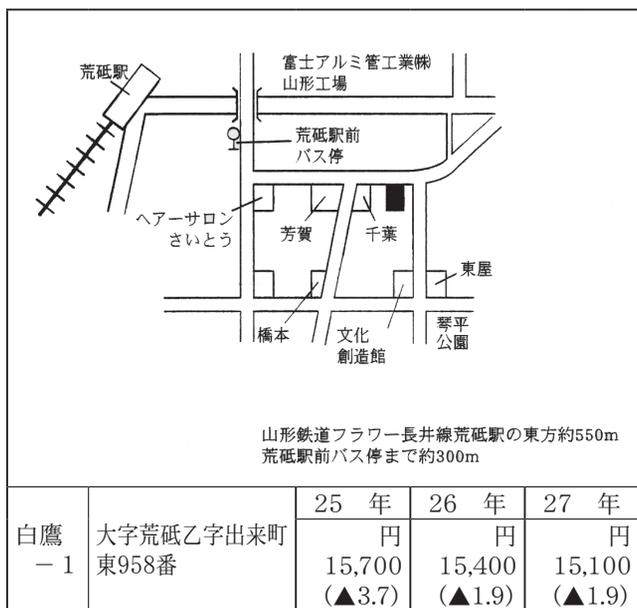
1日現在の価格ですので、その後の地価動向も考慮する必要があります。

対前年度変動率
(単位：%)

	住宅地	商業地
白鷹町平均	▲2.0	▲2.6
山形県平均	▲1.4	▲2.2
全国平均	▲0.4	▲0.0

問い合わせ

企画政策課企画調整係
☎ 85-6123



注) 価格は、1平方メートルあたりの価格を過去3年分について表しています。また、() 内の数字は、対前年変動率 (%) です。「▲」は減少を表しています。

白鷹町の面積値が変わりました
国土地理院が毎年公表している全国道府県市区町村別面積調について、これまで昭和63年度時点の2万5千分の1地形図を基に、埋立及び境界変更の告示等による面積地が公表されていきました。平成26年度から、より高精度である電子国土基本図を用いて毎年10月1日時点の地図データから直接面積を計測することとなり、その結果、白鷹町の面積は157.71km²から157.74km²になりました。